

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年5月18日開催 日本貸金業協会]

## 1. 成年年齢引下げに係る対応について

- 成年年齢の引き下げに伴い、新たに成年となる18歳・19歳の若年者が、返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うことが懸念されている。
- そうした事態が生じることがないように、2022年1月に開催された関係閣僚会合においてとりまとめた施策では、
  - ・ 業界団体が自主ガイドラインを策定し、貸金業者に対し、若年者への貸付は少額であっても収入の状況を示す書類の確認を求めるとともに、
  - ・ 当局の監督・検査によるガイドラインの遵守状況のモニタリングを行うことが盛り込まれた。
- まず、オフサイトのモニタリングについては、若年者への貸付状況等のヒアリングによる実態把握を行う。
- 次に、通常の検査とは異なる「成年年齢引下げターゲット検査」を行う。協会のガイドライン、例えば収入の状況を示す書類の確認について、それらの実施状況の確認・検証を行っていく。
- 協会においては、自主ガイドラインの遵守状況を確認する協会監査の実施に関し、当局との連携・協力をお願いしたい。

## 2. マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問

### (FAQ)の一部改訂について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問」(「FAQ」)については、各金融機関から色々な質問が寄せられており、今回、質問の多かった部分について考え方を明確に示すべく、FAQの改訂を検討しているところ。

- 改訂予定の箇所は、
  - ・ 金融機関等から分かりにくいとの指摘があった記載の修正や
  - ・ 正しい理解を促すために説明や具体例を追加するもの、となっている。
- 5月中に、協会を通じて意見やコメントを募集する予定。率直な意見や質問をお聞かせいただきたい。

### 3. マネロンレポートの公表について

- 金融庁では、マネロン等対策について、2022年3月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称マネロンレポート）を4月8日に金融庁ウェブサイト公表した。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

### 4. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 2021年11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始された。既に3社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しており、各金融機関においても、
  - ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、

- ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくこと

を検討するなど、本制度を活用していただきたい。

#### 5. 新たな形態のヤミ金融事案への対応について

- 近年、新たな形態のヤミ金融事案として、SNS 個人間融資、ファクタリング（給与ファクタリング、偽装ファクタリング）、後払い現金化等が確認されている。特に、足元では、先払い買取現金化といった新たな手法が確認されている。これは、実際には商品売買を行わない前提で、顧客に商品買取りの申込みをさせ、商品の受取前に商品代金の名目で金銭を交付し、その後、買取りが成立しなかったとして、商品代金の返還と違約金を顧客に支払わせるもの。商品売買を装った金銭の貸付けに該当するおそれがあるものとして、2022年3月、協会とも連携させていただきながら、広く一般へ注意喚起を実施している。
- 今後も、消費者被害の拡大防止の観点から、関係機関が連携のうえ、広く一般への注意喚起等を行っていくことが重要。引き続き、協力をお願いしたい。

#### 6. 成年年齢引下げを踏まえた啓発活動について

- 成年年齢の引下げに関する関係閣僚会合において取りまとめられた「若年者の消費者被害等を防止するための主な施策」については、協会と連携した周知・啓発キャンペーンを実施することとされており、具体的には、協会において、「金融トラブル事例や貸金業協会の特設ウェブサイトを紹介するYouTube 広告」を実施することとされている。
- 当該YouTube 広告について、目標を遙かに上回る閲覧がされていると聞いており、大変心強く思っている。

- 金融庁においても、より効果的に若年者に訴求することを目的に、うんこドリルのキャラクターを活用し、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画を作成・公表するなど、積極的に啓発活動を行っている。引き続き、協会とも連携しながら、積極的な啓発活動を展開したいと考えているので、協力をお願いしたい。

## 7. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいている。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年5月 → 2022年5月)  
交付枚数：約3,813万枚 → 約5,577万枚  
人口に対する交付枚数率：30.0% → 44.0%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「貸金業」における取得率は56.4%であり、全98業種のうち(下位3分の1に含まれる)68位となっている。

(参考) 今回(2022年1月25日～2月4日)調査における各業種の取得率の状況  
全体の取得率：58.9%  
補助的金融業等：62.4% (22位)  
銀行業：60.9% (29位)  
金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)  
貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)  
保険業(保険媒体代理業、保険サービス業を含む)：54.5% (84位)  
協同組織金融業：51.0% (97位)

- 他業種における取得率も上昇しており、今後、協力依頼を発出させていただく予定であるが、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

## 8. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 241 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただきたい。協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

## 9. ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- 政府の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更について、2022年3月25日に閣議決定。

- 金融庁としては、これまでも当基本計画に基づき、
  - ・ 多重債務相談窓口の相談体制の強化、
  - ・ 貸付自粛制度の適切な運用の確保と効果的な周知の実施、等に取り組んでおり、引き続き、これらの取組みを進めていく。
- 今後も、ギャンブル等依存症に関する相談拠点や貸付自粛制度の周知等に協力願いたい。

#### 10. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用について

- 4月15日より、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（「事業再生ガイドライン」）の適用が開始された。事業再生ガイドラインは、コロナの影響が長期化する中で、過剰債務状態にある事業者の再生を支援する、極めて重要なツールの一つである。
- 事業再生ガイドラインの趣旨・内容を、営業現場の第一線に浸透させ、事業者からの相談にしっかりと応じていただきたい。

#### 11. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方を踏まえた一層の取組みについて

- 経営者保証ガイドラインには、経営者の個人破産を回避し、保証債務を私的整理する手続が規定されているが、今回、全国銀行協会が中心となって、当該私的整理手続に焦点を当てた、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（「基本的考え方」）を、事業再生ガイドラインと合わせてとりまとめたいただいた。
- 厳しい状況にある事業者には、しっかりと再生を果たしていただくのが望ましい姿である一方、やむなく廃業に至ってしまう場合には、保証を提供する経営者個人の破産を回避し、再チャレンジを支援していく観点から、この「基本的考え方」も非常に重要。

- 事業再生ガイドラインに合わせ、この「基本的考え方」についても、しっかりと営業現場の第一線まで浸透・定着を図るとともに、事業者や弁護士等の専門家からの相談に丁寧に応じていただきたい。

## 12. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2021年度末（2022年3月31日）まで、eメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。
- これについては、2022年2月、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知を行った。
- より多くの会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。
- また、当局から法令の規定に基づき発出する行政文書等についても、原則として新システム等を利用することとするので、留意いただきたい。

## 13. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ & Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を改正し、同日より適用している。

- これらの改正内容を踏まえ、引き続き、個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

(以上)